

「にっぽんの元氣は豊から」



全日本豊事業協同組合

2023.06.26

参議院議員会館 B102 会議室

省庁豊担当課様との勉強会

たたみ振興議員連盟幹事長としても平素から豊業界へのご指導、御提案を頂いております有村治子(元内閣府特命担当大臣)先生に、各省庁(経済産業省・国土交通省・農林水産省)御担当者(課室長)様との勉強会を主催頂きました。

当日は11名もの官僚の方々に御出席頂く事ができ、全日豊からは5月の役員改選で選出された8名の執行部役員と事務局員が出席致しました。



最初に御礼を述べる石河理事長

執行部役員

●執行部役員(2023.4~2025.3)

理事長	石河 恒夫 (岐阜)	
副理事長	佐々木 誠喜 (宮城)	藤本 正 (京都)
専務理事	大平 雅章 (三重)	
技能推進委員長	堀田 登喜夫 (山梨)	
事業委員長	専務理事兼務	
総務委員長	岡田 暁夫 (埼玉)	
品質管理委員長	吉金 英明 (大阪)	相談役 米花 俊明 (広島)



有村先生をはじめ出席された官僚の皆様が分刻みのスケジュールの中、予定を30分以上もオーバーする有意義な勉強会となりました。事前に提出した資料に沿って石河理事長が質問を説明、各省庁からは分かりやすい資料を作成頂き、大変有意義な回答を頂きました。

各省庁から、今後も「たたみ応援団」として協力を惜しまないとの心強いお言葉を頂き、今後もこのような勉強会を継続・開催させて頂く事をお願いしました。厚生労働省への陳情文書は直前に追加したため、書面で回答を頂く事になっております。

全日本畳事業協同組合
理事長 石河 恒夫
2023.06.26

有村先生主催 各省庁畳御担当課様との勉強会資料

有村治子先生におかれましては、たたみ振興議員連盟幹事長として平素から私共畳業界の事をお気遣い頂き、ご指導、御提案を頂いております事に感謝申し上げます。また本日はこのような各省庁御担当者様との勉強会を主催頂きまして、役員一同身の引き締まる思いです。

また、国の行政に御多忙の中、本日御列席頂きました省庁御担当者様、誠にありがとうございます。組合を代表いたしまして役員一同、何らかの気づきを持って帰りたいと思っております。

経済産業省 様

① 輸出に関して

全国の中小企業を対象とした「新規輸出1万者支援プログラム」ポータルサイトが開設されており、畳関係の事業者においては、海外展開を考えている方々もおられます。実際に、SNS等で海外の方々と話をすると、日本文化、特に和物に対する興味が極めて強いのが感じます。この「新規輸出1万者支援プログラム」には

- ・輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助
- ・輸出会社とのマッチングや EC サイト出展への支援

と記載されておりますが、実際に例えば「畳」を海外に販路を求めるにしても、コスト面(円安・輸出運賃の高騰など)において単独ではなかなかハードルが高いと推測します。この支援プログラムの具体的な支援策の目玉をご説明お願いします。また、例えば JETRO で、便乗させて頂けるような同種の事業者を紹介頂くなどは可能でしょうか。

② 新築の固定資産税について

新築に和室を作ると固定資産税が割高になると、お客様や建築会社の方がよく言われます。そもそも洋室と和室では税率が異なって設定されているのか、その理由は何か？それとも和室を作るとその建築資材に高価な材料が多く、結果的に

施工価格が高くなるから故の誤認なのか？ 地方自治体に依って異なるものなのか？ 担当省庁が異なる場合はご容赦ください。

③ 協同組合への支援・補助金等

以前に、弊組合は補助金を頂いていた経緯があります。全国に 2000 名を超える組合員を有する、日本の伝統産業に属する職種の組織に対して、何かその振興に対する補助金等の制度がないものでしょうか。

④ 事業者への補助金制度について

現在、各種補助金が公募され、畳店も補助金を活用して設備、新商品開発、販売促進等の活性化と売り上げアップを目指して応募しています。しかしせっかく国家資格も取ってコロナ禍でも経営の安定化を模索しながら、また後継者育成も視野に入れた店の存続と発展を思いチャレンジしても、コンサル付きの無資格店の案件が良ければそちらが合格し、技能資格がある店が落選となり悔しい思いをした方々も多くいらっしゃいます。

個人店が応募するにあたり、加点項目に「技能士資格」等の国家資格認定者の有無の文言を入れて頂く事はできないか。是非、「有資格者加点」を加えていただきたいと思います。

農林水産省 様

① 国産イ草を使った畳普及への施策

先日、東京大学松村特任教授をはじめとする有識者の方々による、和室を世界遺産にというシンポジウムが田町の建築士会館で行われ、200 名程の方々が参加しました。その中で、和室のシンボルとなるのは「畳」であるという、有識者の皆様が共通の認識をされておりました。

この日本固有の畳文化を継承するべく、弊組合も業界内に於きましていくつかの団体と交流を図り、畳振興を続けております。畳は畳床に稲ワラを使用する時点で、すでにサステナブルと言えます。畳替えの際にも畳床はそのまま使用でき、畳表は裏返し可能な素材です。

このような日本の住まいに欠かせない「畳」ですが、現在は畳の 1 枚も無い新築物件が多くあります。あくまでも様式の選択は消費者の意志ですが、この非日常的ともなりつつある畳の空間を選んで頂ける方々もいらっしゃいます。このような日本の和文化を継承して頂ける消費者の方々に、国産イ草を使用した場合にマイナポイント等に紐づけてポイントを発行する等の施策はできないものでしょうか？

単に畳を売りたいという主旨では決してありません。日本の伝統、日本人固有の文化である畳の今後にかかる重要な問題と認識しております。何かしら行政のお力を借りられないものかと願う次第です。

② 国産イ草を使った畳普及への施策(畳店に対して)

GI マーク等、熊本県産農産物の証としてイ草も認定されてはいますが、産地は後継者不足や中国産の流通が始まった30年前から約5,400軒あったイ草生産農家は現在300軒を切る状況になっています。国宝、重要文化財の建造物が数多く残されている日本に於いて、敷かれた畳を修繕する素材は、今や国内流通量の80%を占める中国産や工業表ではその主旨に合致しないものと考えます。伝統建築である木造建造物を受け継ぐための17の伝統技術(選定保存技術)は、2020年にユネスコの無形文化遺産に登録されました。文化財保護法により、畳製作は京都にある文化財畳保存会(本日出席役員の2名が在籍)がその認定を受け、若い技術者継承のための補助を受けております。しかし技術もさることながら、実際に畳を使って頂かないと、連鎖的に産地や流通、畳店の生業が成立しなくなります。熊本県の産地団体に補助が出ている事は承知しておりますが、畳店や消費者に対して何らかの枠を広げて頂くことはできないでしょうか。畳表は畳店しか購入しない製品である事も踏まえ、他に類する補助を御検討頂くことはできないでしょうか。

③ 稲ワラ床の現状課題について

畳表は

イ草→田んぼ栽培→製織→畳表(イ製品)JAS

ワラ床は

稲作→田んぼ栽培→製床→畳床(ワラ製品)JIS

畳表、畳床どちらも農作物を資源として加工していますが、取り扱っている省庁が違います。これはイ草畳表がJIS規格にはなくJAS規格であるからと認識しております。現在、イ草生産農家の減少や国産畳表の需要拡大に向け、農水省や熊本県などが様々な取り組みを行っています。一方で畳の芯材になるワラ資源や生産者については、残念ながら支援がありません。前述のように稲ワラ畳床は室町時代から日本の伝統的な木造建造物に使われ、今も受け継がれています。天然のエアコンとも称される畳に調湿機能が備わっている大きな理由は、稲ワラの吸湿作用です。しかし現在では稲ワラ床の生産者は畳表生産農家に比べておよそ1/10足らずです。数名の個人生産者で行う啓蒙活動にも限界があります。日本の四季・風土に適した、先人たちが残してくれた畳をこれからも継承して行くためにも、是非お力添えを頂きたいと思っております。

④ 海外に向けた畳の普及

今、海外では畳はもちろん日本の和のスタイルを取り入れたいと願う方々が多くいらっしゃいます。特にヨーロッパでは大規模な展示会が年に何度か開かれており、世界中からバイヤーが訪れます。その展示会に出展し、お客様の所で実際に畳の修繕を行う等の、日本の畳を世界に向けて発信する機会を実現させたいと考えています。しかし必要資材の運搬費用だけでも百万円を超えること等が大きな障害となっております。何か、経費を補助して頂けるような方法はないのでしょうか。

国土交通省 様

① 内装仕上工事区分からの独立

このような日本の伝統文化、建造物の象徴の一つとも解せる畳ですが、国土交通省が明示する業種区分では他の8業種と共に「内装仕上工事」に区分されております。今から8年ほど前、たたみ振興議員連盟からの陳述を御理解頂きまして、●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

という文言を建設業許可事務ガイドラインとして追記して頂くことができました。これは「たたみ」という建築素材が日本固有の伝統文化である事を位置付ける第一歩として非常にありがたい事でした。しかしながら実際に8年が経過しましたが、未だ公共工事にはこのガイドラインに掲げる施工を行う設備や資格のない他の内装仕上工事業業者による落札が後を絶たず、それらの業者の多くは他の工事も一括して入札し、たたみ工事は(請負金額的にも)その付け足し程度であるため、とても単独の商売としては成立しないような安価な入札が行われているのが現状です。その結果、私共畳店はそれら業者の丸投げにより、安価な言い値で外注を受けざるを得ません。例えば日本発祥である柔道にしましても、柔道畳はほとんどスポーツ用品業者が他の製品と絡めて入札・落札し、畳業者が落札をしたという案件は聞いた事がありません。せっかく厚生労働省が認可する国家資格「技能士」を取得しても、また建設業許可証(5年毎に9万円の費用)を取得しても何ら有益なものではないのが現状です。

ハードルが高い事は十分に承知しておりますが、何卒、たたみ工事を内装仕上工事から独立した工事職種として区分改訂して頂けるよう、畳業界一丸となってお願する次第です。また、それを実現させるための手順や課題を、具体的にご説明頂きたいをお願いします。

厚生労働省 様

① 技能制度の見直し(更新)

厚生労働省が職業能力開発協会に委託・実施しております技能士制度ですが、豊業界でも唯一の国家資格という位置付けにあります。

問題提起させて頂きたいのは、技能士には更新制度が無い、という一点です。一旦、技能検定試験に合格して合格証書を受け取れば、あとは更新もなく永久ライセンスです。この技能士制度は今から62年前の昭和34年(1959)に認定が始まったとされていますが、本来所属する地方の技能士会に入会し、毎年僅かな技能士会費を支払います。しかし更新制度が無いために、正確な技能士人数が把握できないという事態になっております。例えば豊製作技能士は、約15,000名程となっているようですが、実際の人数はおそらくその1/4以下と推測します。仮に技能は一生ものとしても、国家資格でありながらアップデートすらされていない現在のシステムは、どう考えても改善しなければなりません。少なくとも5年毎に書類上の更新だけでも行うべきではないでしょうか。

改めて厚生労働省にお聞きしたいのは、現在把握されている豊製作技能士(一級および二級)の人数です。我々職人にとっては、医師免許や運転免許と同じように極めて重要な国家資格・技能士という制度ですが、このようなずさんとも見受けられる管理のままで良いのでしょうか？

会員の把握・管理なくして資質向上などあり得ないと考えます。以前から何度も技能士会連合会を通じて職業能力開発協会に改善案を申し入れておりますが、「豊だけではなく全32職種で行わないといけなくなる」という回答で埒が明きません。

厚生労働省の御見解をお聞きするものです。